

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく
申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務
のための人材派遣に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の紙入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和3年4月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和3年4月9日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、一人につき1時間あたりの労務単価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和3年4月16日（金） 15時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和3年4月26日（月） 17時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和3年5月19日（水）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和3年5月21日（金） 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに5. (2) の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線
規制部門 笠原無限 佐藤耕太

電話：03-5114-2155

FAX：03-5114-2128

メールアドレス※ nra.contact.027c.j5r@ks.nsr.go.jp

※メールで照会の際には、併せて電話にてその旨を報告すること。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（G E P S）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 電話：0570-014-889(ナビダイヤル)

受付時間：平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和○年○月○日開札[令和○年度○○○業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリ

- ング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式3-①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

様式3-②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する
入力、集計、電子化等業務のための人材派遣の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する
入力、集計、電子化等業務のための人材派遣
仕様書

仕 様 書

1. 件名

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣

2. 目的

本事業は、人材派遣サービスを依頼することにより、下記の業務を行い、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法律」という。）に係る業務に資することを目的とする。

- ・法律に基づく申請・届出の審査等業務に必要な不可欠な放射線障害防止総合管理システム（以下「障防システム」という。）の更新に必要な申請書・届出書の紙媒体の電子ファイル化に係る作業を行う。
- ・法律に基づく許可届出使用者等から提出される放射線管理状況報告書（約3,000件/年）において報告される各項目に係るデータ入力、集計等を行う。

3. 業務内容、員数及び経歴・資格

本派遣労働の業務内容、員数及び派遣労働者に求められる経歴・資格は下記のとおりとする。

(1) 業務の内容

(指揮命令者及び代行命令者の指示に基づく)

①法律に基づく申請書及び届出書の紙媒体の電子ファイル化

法律に基づく申請書及び届出書の紙媒体（令和3年度又は過去年度分のうち指定したもの）について、当該紙媒体を受付したとき又は必要な処理が終了した後に、スキャナーで読み取って電子ファイル化し、指揮命令者及び代行命令者が指定するパソコンにおいて、指定されたフォルダに保存するとともに、所定の方法によりDVDディスクに保存する。

また、併せて、障防システムの更新に必要な書誌事項を作成して既存の画像検索項目データベース（Microsoft Access2003形式ファイル）に追加する。画像検索項目データベースへの追加分については、CSVファイルも作成する。

また、作業は、2名で行い、主に作業した者の作業結果について、他者がダブルチェックを行うこととする。

（上記作業の詳細については、別紙「入力作業基準書」のとおり。）

②放射線管理状況報告書の各項目に係るデータ入力、集計等

下記(a)及び(b)の作業を行う。

また、作業は、2名で行い、主に作業した者の作業結果について、他者がダブルチェックを行うこととする。

(a)データ入力

令和3年度に提出される、令和2年度放射線管理状況報告書について、指揮命令者及び代行命令者が指定するパソコンにおいて、以下のデータ入力作業（入力内容の確認を含む。）を行い、作業ファイルを指定されたフォルダに保存する。

(i) 放射性同位元素等の保管廃棄の状況

各報告書の該当事項に係る、可燃物、難燃物、不燃物、非圧縮性不燃物、無機液体、有機液体、動物、フィルタ、その他の9種類枠から、指定するファイルに報告書毎に当該データを入力する。

(ii) 放射線業務従事者数・個人実効線量分布

各報告書の該当事項に係る、放射線業務従事者数（人数）、個人実効線量分布（5mSv 以下、5mSv を超え 15mSv 以下、15mSv を超え 20mSv 以下、20mSv を超え 25mSv 以下、20mSv を超え 50mSv 以下、50mSv を超えるもの毎の人数）

(iii) 女子の放射線業務従事者の実効線量分布

各報告書（約 3,000 件）の該当事項に係る、女子の放射線業務従事者数（人数）、女子の放射線業務従事者（四半期ごとに、1mSv 以下、1mSv を超え 2mSv 以下、2mSv を超え 5mSv 以下、5mSv を超えるもの毎の人数）

(b) 集計表

上記(a)で入力したデータに基づき、以下の項目について、その考え方をまとめ、作業ファイルを指定されたフォルダに保存する。

(i) 放射線業務従事者の被ばく線量

被ばく線量分布において、線量区分ごとの合計人数を集計し、それぞれの全体に対する割合を表示できるものとする。

(ii) 放射性同位元素等の保管廃棄の状況

放射性廃棄物の本数について、許可使用者及び届出使用者（教育、研究、医療、民間、その他）、許可廃棄業者ごとに集計し、それぞれの全体に対する割合を表示できるものとする。

③上記の業務に関連する行政文書ファイルに係る整理等作業

④上記の業務に係る電話対応及びメールによる連絡調整

⑤上記のほか、指揮命令者及び代行命令者が指示する必要な業務

(2) 員数：2名

(3) 経歴・資格：下記の (a) と (b) の両方を満たしていること。（略歴等に当該業務もしくは該当する資格についての記載があること。）

(a) 紙媒体の電子ファイル化業務、データベース入力業務（国、その他の役務等）、データ集計、入力等業務（国、その他の役務等）を、適切な工程管理において実施した実績を有すること。

(b) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

- ・ビジネス能力検定3級以上を取得していること。又は同等の能力を有する者であること。
- ・情報処理技能検定（表計算）3級以上を取得していること。又は同等の能力を有する者であること。

- ・秘書検定3級以上を取得していること。又は同等の能力を有する者であること。

4. 派遣労働者に求められる基本スキル

派遣労働者は下記の基本スキルを擁していること。

①下記のパソコンの基本操作ができること

(Word) 文字の入力・修正、書式の変更(表示形式、フォント、余白、ヘッダー及びフッター、インデント等)、印刷設定、表の作成、コメントの追加、修正、後閲機能

(Excel) 文字の入力・修正、書式の変更(表示形式、フォント、配置、罫線)、四則演算、基本的な関数(SUM、AVERAGEなど)

(PowerPoint) 基本的なスライドの入力・作成、グラフや画像データ(写真、イラスト)の挿入

(Outlook) メールにファイルを添付、cc/bccの使い分け、件名に重要な情報を入れる、本文で必要な情報を相手に伝えることができる。

(Access) Accessファイルの作成、取扱い等の経験を有し、別紙「入力作業基準書」に示すAccessファイルに係る必要な作業の内容を理解することができる。

②適切な電話対応ができること(外部からの電話対応、庁内での電話連絡)

③受注者(以下「派遣元」という。)またはその他の機関で情報セキュリティ教育を受けていること。

5. 契約期間

契約締結日(派遣就業開始日は、令和3年6月11日を予定)から令和4年3月31日(木)までとする。

6. 実施場所

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル 7階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門執務室
(TEL: 03-5114-2155)

(備考) 全フロア禁煙、食堂なし、男女個人ロッカーなし。

7. 実施責任者、指揮命令者等及び苦情申出先

・発注者(以下「派遣先」という。)側:

実施責任者:

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門 安全管理調査官

指揮命令者：

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門 上席放射線安全審査官

代行命令者：

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門 放射線安全審査官

苦情申出先：

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門 総括補佐

・派遣元側：

派遣元責任者及び苦情受付担当の役職、氏名を明示すること。

※人事異動等で変更があった場合には、書面等で通知する。

8. 派遣労働者への対応

- (1) 派遣元は落札後、派遣就業開始日前に猶予を持って派遣先に当該派遣労働者を紹介すること。
- (2) 派遣元は、当該派遣労働者に対して、秘密保持の覚書に同意する旨を署名にて表すことを説明すること。
- (3) 派遣元は労働者派遣契約書、秘密保持の覚書に署名して提出すること。については、必要に応じ派遣先が身分証明書の提示を当該派遣労働者に求めることがあることを、派遣元は、当該派遣労働者に確認を取らなければならない。

9. 勤務形態

勤務時間

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律の定める日及び12月29日から1月3日までを除く。）休日労働なし。

9：30～18：15（うち、休憩時間12：00～13：00）実働7時間45分
ただし、指揮命令者の指示により時間外勤務（1日4時間以内、1ヶ月30時間以内、1年360時間の範囲内で、且つ労働基準法第36条に基づいて派遣元事業所内で締結された協定（36協定）内であること。）の要請を行えることとする。また、勤務時間帯のシフト及び時差出勤については、派遣先責任者が認めた場合で且つ派遣労働者の合意のもとで行うことができるものとする。

10. 報告書の提出

派遣労働者は勤務報告書（別添1参照 なお、派遣元は派遣先の許可を受けて、別添1の内容を含む別途の勤務時間報告書を使用することができる。）に勤務時間終了ごとに所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。当該指揮命令者が不在の場合は、

代行命令者が確認を行う。なお、月末に確認を受けた当該報告書を派遣先に提出するものとする。

1 1. 派遣料金

(1) 契約金額は、1時間当たりの単価とする。

(注) 消費税及び地方消費税として、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により、上記契約金額に100分の10を乗じて得た額を別途支払うものとする。

(2) 交通費は支給しない。

(3) 1日の実労働時間が7時間45分を超える勤務については、その超えた部分を時間外勤務とし、1時間当たりの単価の25%の割増しした単価を適用する。

(4) その他の時間単価は、次のとおりとする。

休日勤務は、1時間当たりの単価の35%の割増しした単価を適用する。

休日以外の深夜勤務(22時から5時)は、1時間当たりの単価の50%(25%+深夜25%)の割増しした単価を適用する。

休日深夜勤務(22時から5時)は、1時間当たりの単価の60%(35%+深夜25%)の割増しした単価を適用する。

(5) 派遣労働者の各日の就業時間は、分単位で算出するものとする。

(6) 派遣料金は、勤務報告書に基づき、派遣労働者の就業時間(0.5時間未満の端数については切り捨て、0.5時間以上の端数は切り上げる。)を算出する。契約単価に搬出された就業時間を乗じて得た額とその額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により、100分の10を乗じて得た消費税額及び地方消費税額(円未満の端数は切り捨て)を合算した金額とする。

1 2. 派遣契約の解除

(1) 派遣先は、派遣元に仕様を満たせる能力がないと判断し、労働者派遣契約を解除又は派遣期間を短縮する場合は、少なくとも30日以上予告期間を設けて通知するものとする。

ただし、派遣就業開始日から14日以内に、仕様を満たせる能力がないと判断した場合は、この限りではない。

(2) 業務上の都合等、派遣労働者の責に帰すべき理由によらない場合で、労働者派遣契約の期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合、又は派遣期間を短縮する場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前にその旨の予告を行うこととする。30日前に予告を行わない場合には、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日以上賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。

1 3. 派遣労働者の交替

労働者派遣契約一般条項第14条において定められている、業務処理の効率が著しく低く労働者派遣の目的を達成しない場合における派遣労働者の交替に速やかに対応する

こと。

1 4. 派遣元に係る要件

- (1) 派遣元は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に定める派遣事業者であること。
- (2) 派遣元は下記の対応能力を有していること。
 - ①責任者及び苦情受付担当がいること。
 - ②派遣労働者が休職等の他の事情により長期に業務に従事することができない場合は、上記「3. 業務内容、員数及び経歴・資格」の「(3) 経歴・資格」及び「4. 派遣労働者に求められる基本スキル」で求める能力を有する代替要員を速やかに派遣できること。
 - ③スキルの確認方法及び今回の仕様書で求めている予定派遣者に対し能力を有しているとの判断基準を有していること。
 - ④情報セキュリティ研修などの定期的に行っている等教育体制があること。
 - ⑤プライバシーマークの使用許諾を受けていること。または、個人情報の取扱基準を有していること。

1 5. 秘密保持等

情報セキュリティ及び業務上知り得た秘密等の取決めに関しては、「秘密保持等に関する覚書」に定めるところによる。受託者は、業務上知り得た事項について、いかなる理由をもっても本契約期間中及び契約期間終了後において、他に漏らしたり、窃用したりしてはならない（守秘義務の遵守）。また、業務中にSNS等を利用するなど、疑義のある行動は慎むこと。

1 6. その他

本仕様書に記載がない事項に関しては、労働者派遣契約書の労働者派遣一般条項に定めるところによる。

入力作業基準書

1. 光ディスクへの入力は年度ごとに以下の条件に従って行う。

(1) DVDディスクの作成

DVDディスクは以下の仕様を満たすものとして作成する。

・DVDディスクボリューム名：

Vol. [DVD0254～] ←開始番号を別途指示。(前年度からの追い番)

・ディスクラベル：放射線障害防止法・申請書等

・キャビネットフォルダ名：

枚 2425～ ←開始番号を別途指示。(前年度からの追い番)

・DVDディスク容量：4.7GB

(2) イメージファイルの作成

イメージファイルは以下の仕様を満たすものとして作成する。

・イメージファイル名:0000000n (00000001 から始まる8桁の半角数字をつける。

キャビネットフォルダ毎に00000001から始めること)

※命名については「7. 入力作業にあたっての注意事項」を厳守すること。

・イメージファイル形式：PDFファイル(フルカラー)

・イメージファイル圧縮方式：必要に応じJPEG方式

(3) 登録単位

各事業所の1申請書・届出書当り1イメージファイルとして入力する。

2. 文書をDVDディスクに入力する前に以下の準備作業を行う。

(1) 原稿バラシ

紐、こより又はホッチキスによってまとめられている原本を分解する。

(2) 原本の整理

① 事業所毎にまとめられているファイルを許可番号順に揃える。

② 入力対象となる申請書の許認可日・届出書の届出日を年月日順に揃える。

③ 原本の状態が非常に悪い場合には、アイロン等により原本のシワや折れを1枚1枚のばす。

3. 画像入力

(1) 登録画像サイズ

A4、A3、A3より大きいもの ※…A3以上は多くても5%程度。

(2) 登録密度

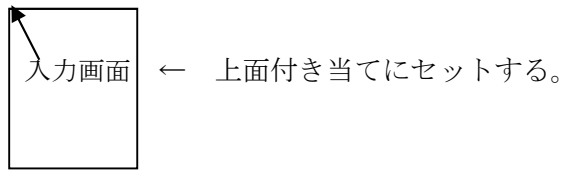
図面、グラフ、地図等の書類：400dpi

文書、表等の書類：400dpi

(3) 入力方法

画像は極力、曲がり、切れ、歪み等がなく、濃度は薄いところが読み取れるよう入力。

① 書類の入力形態



② A3より大きなサイズのイメージファイルの作成

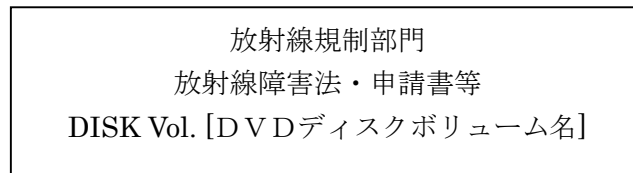
A2以上の図面等のイメージファイルは、A3サイズに縮小してイメージファイルを作成する。

4. ラベルシールについて

(1) DVDディスクに付すラベル

入力を終えたDVDディスクには、以下の例により必要事項を記入したラベルを作成し貼り付ける。

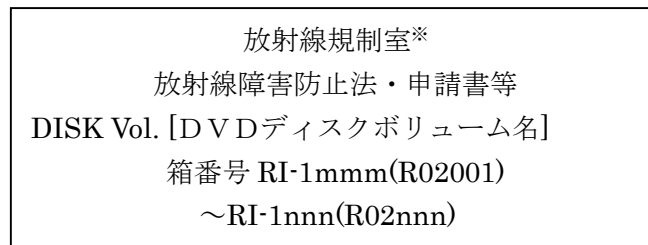
【例】



(2) DVDディスクケースに付すラベル

DVDディスクケースには、以下の例により必要事項を記入したラベルを作成し貼り付ける。

【例】(令和3年度分)



※ 箱番号については5.(2)⑧を参照。

5. 画像検索項目データベース (Microsoft Access 2003 ファイル) を以下のとおり更新する。

Microsoft Access ファイルの更新方法については、以下の項目を基本とするが、細かな修正を指示する場合がある。

(1) テーブル[tbm キャビネット名]の更新

DVDディスクに新規入力した画像データの整理に従い、当該テーブル内の各データを以下の番号から順に追加する。

① DVDボリューム名

DVD0xxx～ ←x は数字。開始番号を別途指示。(前年度からの追い番)

- ② キャビネット名 (原則として保存箱毎に一つのキャビネット名をつけること。)
ホウ xxxx～ ←xは数字。開始番号を別途指示。(前年度からの追い番)

(2) テーブル[tb 申請・届出書 DATA]の更新

DVDディスクに新規入力したイメージファイルのデータに従い、当該テーブル内の以下の項目についてデータを追加する。

①DISK

キャビネットフォルダ名を入力

②SEQNO.

イメージファイル名を入力 (キャビネットフォルダ毎に 00000001 から始めること)

※命名については「7. 入力作業にあたっての注意事項」を厳守すること。

③許可番号

許可 (届出) 番号 : 2桁の事業所区分 (表1を参考) +5桁の半角数字 (文書原本から許可 (届出) 番号を入力)

- 1) 許可 (届出) 番号がblankの場合、基本的にはファイルの背表紙にある番号を入力することになるが、まず当庁担当官へ確認し指示を仰ぐこと。
- 2) 1文書中に、許可 (届出) 番号が複数読める場合、基本的にはファイル (背表紙) の番号を入力することになるが、まず当庁担当官へ確認し指示を仰ぐこと。

表1 事業所区分

事業所区分	10	使第
	11	届第 1-
	12	届第 2-
	13	届第 3-
	14	届第 4-
	15	届第 5-
	16	届第 6-
	17	届第 7-
	18	届第 8-
	19	廃第
	1A	賃第
	1B	販第
	20	水使第
	2Z	水届第
	28	水届第 8-
	29	水廃第
2A	水賃第	
2B	水販第	

④文書種類

原本の申請書・届出書を表2の文書種類に基づき分類し、該当する2桁の番号を入力する。なお、表2の文書種類に該当しない表題の場合は暫定的に「00:その他」と入力し、その後適切な頻度で、その様に入力したリストとともに当庁担当官に報告する。

当庁担当官の確認を受け、最終的な文書分類を確定させる。

表2 文書種類

文書種類	01	使用許可申請書	文書種類	40	使用者変更許可申請書
	02	販売業許可申請書		41	販売業変更許可申請書
	03	廃棄業許可申請書		42	廃棄業変更許可申請書
	04	変更許可申請書		43	賃貸業変更許可申請書
	05	使用届		44	使用者氏名等の変更届
	06	届出使用に係る変更届（第2項）		45	販売業氏名等の変更届
	07	氏名等の変更届		46	廃棄業氏名等の変更届
	08	軽微な変更に係る変更届		47	賃貸業氏名等の変更届
	09	使用の場所の一時の変更届		48	使用者許可証訂正申請書
	10	許可証訂正申請書		49	販売業許可証訂正申請書
	11	許可証再交付申請書		50	廃棄業許可証訂正申請書
	12	放射線障害予防規程届		51	使用者許可証再交付申請書
	13	放射線障害予防規程変更届		52	販売業許可証再交付申請書
	14	廃止届		53	廃棄業許可証再交付申請書
	15	死亡又は解散届		54	賃貸業許可証再交付申請書
	16	許可の取消等に伴う措置の報告書		55	使用者廃止届
	17	放射線取扱主任者選任及び解任届		60	販売業廃止届
	18	主任者の代理者選任及び解任届		57	廃棄業廃止届
	19	放射線管理状況報告書		58	賃貸業廃止届
	20	賃貸業許可申請書		00	その他
	21	届出使用に係わる変更届（第3項）			
	22	放射線施設の廃止に伴う措置報告書			

※ 文書件名の「承認」はすべて「許可」に読み替えるものとする。

例： 「～に係る変更承認申請書について」 → 表2から04を選択

⑤申請および届出日

元号（令和：R）+YYMMDD

原本の日付欄を入力する。なお、所定の欄に年月日がない場合は、空白入力とする。

例： 令和2年 5月 1日 → R020501

⑥文書受付番号（7桁以上の半角数字）

(a)基本

原本（事業者からの申請、届出または報告の表紙。代表者印等のあるページ。）の受付印を基に、数字入力9桁+スペース入力3桁として入力する。数字入力が9桁に足りない分は、左に足りない数だけ0を並べることとする。なお、所定の欄に番号がない場合は、空白入力とする。

例： 原規放収第15102811号 → 015102811□□□（□はスペースを表す。）

(b)枝番号

文書受付番号に枝番号が付されている場合は、数字入力9桁+「-」+枝番号入力2桁として入力する。枝番号が1桁の場合は左に0を付すこととする。

例： 原規放収第15102811-1号 → 015102811-01

⑦文書受付日

文書受付日元号（令和：R）＋YYMMDD：
原本の受付印から入力する。なお、所定の欄に年月日がない場合は、空白入力とする。

例： 令和2年 5月 1日 → R020501

⑧保存箱番号

RI-nnnn (R02nnn)

保存箱番号は「RI-通し番号(元号(令和：R) +001 から始まる3桁の年度の通し番号)」とする。

初期値：RI-1mmm (R02001) ～ ←開始番号を別途指示。(前年度からの追い番)

例：RI-1600 (R02010)

⑨R I F I L E 登録ページ数

画像データ（PDFファイル）の登録枚数を入力

注）入力端末番号、予備1、予備2、R I F I L E 登録日、R I F I L E 登録時刻、申請及び届出日検索用及び文書受付日検索用の項目については入力しない。

(3) 今回作業による追加分のCSVファイルの出力

上記「(1) テーブル[tbm キャビネット名]の更新」と「(2) テーブル[tb 申請・届出書 DATA]の更新」において今回作業にて追加したデータをCSVファイルとして出力する。

[tbm キャビネット名]から出力したCSVファイル名を「rst_cabinet.csv」、
[tb 申請・届出書 DATA] から出力したCSVファイル名を「mdb_shinsei.csv」とする。

その際、保存箱番号としてRI-xxxx (R02nnn) のxxxxのみを抽出すること。

※ CSVファイル（カンマ区切り、囲み文字「”」）の項目は以下の通りとする。

DISK、SEQNO、許可番号、文書種類、申請および届出日、文書受付番号、文書受付日、入力端末番号、保存箱番号、予備1、予備2、RIFILE 登録日、RIFILE 登録時刻、RIFILE 登録ページ数、申請および届出日検索用、
文書受付日検索用

※ 詳細は、「【別紙1】CSVファイル出力仕様」を参照。

6. その他

(1) 入力文書リストについて

入力完了後、入力した文書について、許可番号、申請書等の名称、申請日及び届出日、文書受付番号、文書受付日、入力確認チェック欄の項目をリストアップして入力文書リストを作成する。

(2) 入力データ確認について

入力完了後、入力した文書について、許可番号、申請書等の名称、申請日及び届出日、文書受付番号、文書受付日について誤入力がないか確認を行い、入力文書リストの入力確認チェック欄にチェック済を示す「レ」を記入する。

(3) 原本の保存箱への格納について

入力を終えた文書は、令和4年3月頃に、以下の保存方法で番号順に、指揮命令者及び代行命令者が指定する保存箱に格納する。

- ① 入力を終えた文書は、貸与された当初の順番、綴じ方等に基づき、貸与された当初の紙ファイル毎に復元する。この際、紐、こより、ホッチキス及び付箋については復元を求めない。
- ② 各紙ファイルには「令和XX年度分 DVD入力済」シールを貼付する。
- ③ 紙ファイルについて、保存箱へ格納し、保存箱の外から見やすい位置3カ所に保存箱番号を記入又はシール添付する。
- ④ DVDディスクのラベルに、当該ディスクに格納されているデータに対応する箱番号がすべて入力されていることを確認する。

7. 入力作業にあたっての注意事項

基本原則

PDF化対象となる書類は、基本的に、

「1紙ファイルに、同一の許可番号の、複数の文書が綴じられている」姿となっている。

「1文書=1PDFファイル」として、PDFファイルを作成するのが原則である。

「1紙ファイルに、同一の許可番号の、複数の文書が綴じられている」

姿が基本なのだが、以下のような例外があるため、注意すること。

また、ここに挙げられていないような文書を見つけた場合は、担当官へ尋ねて指示を仰ぐこと。

【1】1文書が複数の紙ファイルに分割されている場合

1文書が複数の紙ファイルに分割されている場合((1/3)～(3/3)等の分冊番号がある場合)は、

「1紙ファイル=1PDFファイル」として、PDFファイルを作成し、

それらのイメージファイル名 (SEQNO) を連番とすること。

許可番号、文書種類、申請および届出日、文書受付番号、等々の情報は同一の情報を入力すること。

【2】1紙ファイル内に、異なる許可番号かつ多数の文書が綴じられている場合

1紙ファイル内に、異なる許可番号かつ多数の文書が綴じられているものがある。

「放射線取扱主任者選任及び解任届 (様式41)」等が該当する。

このような場合は、「1文書=1PDFファイル」として、PDFファイルを作成し、

それらのイメージファイル名 (SEQNO) は連番とすること。

※ 紙ファイル冒頭に添付されている紙書類は、先頭のPDFファイルへ収録すること。

【3】1文書内に複数の許可番号が出現する文書の場合

1文書にも関わらず、冒頭数枚に異なる複数の許可番号が記載されている文書がある。

「表示付認証機器届出使用者である法人の分割・合併に係る届 (様式29)」や、

「許可使用者である法人の分割・合併に係る認可申請書 (様式27)」等が該当する。

このような場合は、「1文書=1PDFファイル」として、PDFファイルを作成し、

含まれる許可番号の数だけPDFファイルをコピーし、それらのイメージファイル名 (SEQNO) は連番とすること。

それらのPDFファイルに付す情報としては、

【別紙 1】CSVファイル出力仕様

追加分のデータについては、「RIFILE WEB検索システム」にて参照する目的で、システムに取り込む必要がある。
そのため、取込用の入力ファイルとして、以下の仕様でCSVファイルを作成する。

<Access側>

tbmキャビネット名	フィールド名	フィールドサイズ
キャビネットID		8
DVDボリューム名		50

<システム側>

rst_cabinet (.csv)	COMMENTS	COLUMN_NAME	DATA_TYPE
キャビネットID		CABINET_ID	CHAR(8 BYTE)
DVDボリューム名		DVD_VOLUME	CHAR(50 BYTE)

tb申請・届出書DATA

フィールド名	フィールドサイズ
DISK	8
SEQNO	20
許可番号	8
文書種類	2
申請および届出日	7
文書受付番号	12
文書受付日	7
入力端末番号	50
保存箱番号	15
予備 1	50
予備 2	50
RIFILE登録日	6
RIFILE登録時刻	6
RIFILE登録ページ数	長整数型
申請および届出日検索用	7
文書受付日検索用	7

mdb_shinsei (.csv)

COMMENTS	COLUMN_NAME	DATA_TYPE
DISK	DISK	CHAR(12 BYTE)
SEQNO	SEQNO	CHAR(8 BYTE)
許可番号	KYOKA_NUM	CHAR(8 BYTE)
文書種類	BUNSHO_KIND	CHAR(2 BYTE)
申請および届出日	TODOKE_GYMD	CHAR(7 BYTE)
文書受付番号	UKETSUKE_NO	CHAR(12 BYTE)
文書受付日	UKETSUKE_GYMD	CHAR(9 BYTE)
入力端末番号	TANMATSU_NO	CHAR(50 BYTE)
保存箱番号	HOZON_NO	CHAR(4 BYTE)
予備 1	YOBI1	CHAR(100 BYTE)
予備 2	YOBI2	CHAR(100 BYTE)
RIFILE登録日	TOUROKU_YMD	CHAR(6 BYTE)
RIFILE登録時刻	TOUROKU_TIME	CHAR(6 BYTE)
RIFILE登録ページ数	TOUROKU_PAGE	NUMBER(4,0)
申請および届出日検索用	TODOKE_KENSAKU_GYMD	CHAR(7 BYTE)
文書受付日検索用	UKETSUKE_KENSAKU_GYMD	CHAR(7 BYTE)

※DISK + SEQNOで一一意であること

※保存箱番号は、RI-xxxx (H27nm) の下線部分のxxxxのみを抽出すること

許可番号としては記載されている異なる許可番号をひとつずつ入力するが、
文書種類、申請および届出日、文書受付番号、等々の情報は同一の情報を入力すること。

以上

勤務報告書

派遣先： 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力規制部〇〇課

令和〇〇年 〇月

(商号又は名称)

氏名		(派遣者名)					社員NO.	備考
日	曜	始業時刻	終業時刻	休憩時間	突働時間	残業時間	派遣先 確認欄	
	水							
	木							
	金							
	土							
	日							
	月							
	火							
	水							
	木							
	金							
	土							
	日							
	月							
	火							
	水							
	木							
	金							
	土							
	日							
	月							
	火							
	水							
	木							
	金							
	土							
	日							
	月							
	火							
合計					0:00			

入札適合条件

令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に定める法律」に定める派遣事業者であること。
- (4) 作業を実施する候補者（以下「作業候補者」という。）が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (5) 派遣事業者と作業候補者との間で労働基準法第36条に基づく労使協定が締結されていることを証明する文書を示すこと。なお、特別条項が付帯されている場合には、特別条項の内容も示すこと。
- (6) 派遣事業者が、仕様書「3. 業務内容、員数及び経歴・資格」で指定する「(3) 経歴・資格」の条件を満たす派遣労働者を過去に10件以上派遣したか、又は、派遣事業者自身が、紙媒体の電子ファイル化業務、データベース入力業務(国、その他の役務等)、データ集計、入力等業務(国、その他の役務等)を請け負い、適切な工程管理において実施した実績を有すること。
- (7) 派遣事業者は、(6)の業務経験を3年以上有する要員を、1名以上配置すること。
- (8) 本業務を実施する事業所等が、ISMS 認証又はプライバシーマークもしくは s JAPICO マークの認定を受けていること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(8)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部、及び副1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和3年4月

21日（水）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担当：笠原無限 佐藤耕太 (nra.contact.027c.j5r@ks.nsr.go.jp) ※

※メールで連絡の際には、併せて電話にてその旨を報告すること。

TEL：03-5114-2155

FAX：03-5114-2128

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

適合証明書

件名：令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する
入力、集計、電子化等業務のための人材派遣

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に定める法律」に定める派遣事業者であること。		
(4) 作業を実施する候補者（以下「作業候補者」という。）が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
(5) 派遣事業者と作業候補者との間で労働基準法第36条に基づく労使協定が締結されていることを証明する文書を示すこと。なお、特別条項が付帯されている場合には、特別条項の内容も示すこと。		
(6) 派遣事業者が、仕様書「3. 業務内容、員数及び経歴・資格」で指定する「(3) 経歴・資格」の条件を満たす派遣労働者を過去に10件以上派遣したか、又は、派遣事業者自身が、紙媒体の電子ファイル化業務、データベース入力業務（国、その他の役務等）、データ集計、入力等業務（国、その他の役務等）を請け負い、適切な工程管理において実施した実績を有すること。		
(7) 派遣事業者は、(6)の業務経験を3年以上有する要員を、1名以上配置すること。		
(8) 本業務を実施する事業所等が、ISMS 認証又はプライバシーマークもしくは JAPICO マークの認定を受けていること。		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

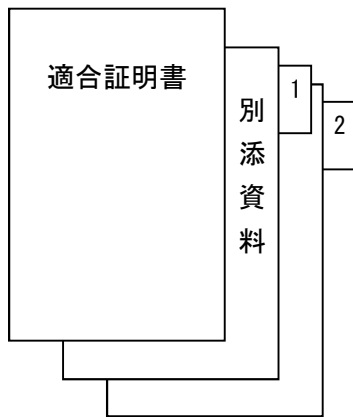
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)
労働者派遣契約書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、下記及び別添仕様書並びに労働者派遣契約一般条項及び労働者派遣個別契約書に示す条項等により労働者派遣契約を締結する。

記

1. 契約件名 令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣
2. 労務単価金額 派遣員1名につき勤務時間1時間当たり、金 円
(うち本体価格 金 円)
(うち消費税額等 金 円)
3. 時間外労務単価等
 - a). 時間外労務単価は実働7時間45分を越えた場合、上記労務単価の25%の割増した単価を適用する。 金 円
(うち消費税額等 円)
 - b). 休日以外の深夜(22時以降)は、労務単価の50%(25%+深夜25%)の割増した単価を適用する。 金 円
(うち消費税額等 円)
 - c). 休日勤務は、労務単価の35%の割増した単価を適用する。 金 円
(うち消費税額等 円)
 - d). 休日深夜勤務は、労務単価の60%(35%+深夜25%)の割増した単価を適用する。 金 円
(うち消費税額等 円)
4. 消費税額等 2. 及び3. の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
5. 契約期間 (自) 契約締結日
(至) 令和4年3月31日
6. 派遣就業場所 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
7. 対価の支払 乙は、1か月毎に、1か月間の就業時間を集計し、算出された時間数に労務単価を乗じた金額を甲に請求するものとする。
8. 契約保証金 全額免除
9. 支払条件 適法な請求書を受理した日から30日以内の払い(毎月払い)

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

労働者派遣契約一般条項

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、仕様書の定めるところにより、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

(総則)

第2条 甲及び乙は、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針を遵守する。

(派遣就業条件)

第3条 労働者派遣法において、労働者派遣契約に定めるべきこととされている事項については、この条項に従い、甲乙間において定めるものとする。

(適正な労働者の派遣義務)

第4条 乙は、本契約の目的達成に適する労働者（資格、能力、知識、技能、信用、経験等があり、健康上も就業適格性を有する者。）を甲に派遣しなければならない。

(派遣労働者の通知)

第5条 乙は、労働者派遣法の規定により、当該派遣労働者の氏名、性別、その他労働者派遣法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和60年政令第95号。以下「同施行規則」という。）等に定める事項を甲に通知しなければならない。なお、この場合の通知は、書面の提出により行うものとする。

(派遣受入期間の制限のある業務と抵触日通知等)

第6条 甲及び乙は、派遣就業の場所ごとの同一業務（派遣受入期間の制限のない業務（労働者派遣法に掲げる業務）を除く。）について、派遣可能期間を超える期間、継続して労働者派遣を受け入れ又は行ってはならない。甲は、これらに該当する業務について契約を締結するに当たり、あらかじめ、乙に対し、当該派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。契約の締結後に、甲において派遣受入期を定め、又はこれを変更する場合も、その都度、乙に対して、同様の方法により抵触日の通知をするものとする。

2 乙は、甲が第1項の抵触日の1か月目に至ったときは、当該日から抵触日の前日までの間に、抵触日以降継続して労働者派遣を行わない旨を甲及び派遣労働者に通知するものとする。なお、当該抵触日をもって派遣雇用期間が終了する場合には、乙はその旨を併せて派遣労働者に通知する。

(派遣労働者の特定を目的とする行為の制限)

第7条 甲は、労働者派遣契約締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要領、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしないように努めなければならない。また、乙は、これらの行為に協力してはならない。ただし、派遣労働者または派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として、適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の訪問若しくは履歴書の送付を行うときは、この限りではない。

(派遣先責任者)

第8条 甲は、労働者派遣法及び同施行規則の定めに基づき、派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任するものとする。なお、派遣先責任者には、甲が任命した検査官が当たるものとする。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第9条 乙は、労働者派遣法及び同施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、事業所ごとに所定人数の派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第10条 甲は、労働者派遣法及び同施行規則の定めに基づき、派遣就業場所ごとに指揮命令者を選任するものとする。なお、指揮命令者には甲が任命した監督官が当たるものとする。

- 2 指揮命令者は、業務の処理について、契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知指導する。
- 3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも甲の職場維持・規律の保持・秘密及び個人情報並びにその他の保護すべき情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することが出来る。

(苦情処理)

第11条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を協議し定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。
- 3 前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第12条 乙は、甲が派遣労働者に対し、仕様書に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適切な労務管理を行い、甲の指揮命令等に従って職場の維持・規律の保持・秘密及び個人情報並びにその他の保護すべき情報等の漏洩を防止し、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

- 2 甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令及び仕様書に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、福利厚生に関する施設で派遣労働者の利用が可能なものについては便宜の供与に努める。
- 3 甲は、乙が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の指導及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するものとする。
- 4 乙は、派遣業務を円滑に遂行する上で必要な物品の貸与や技能、技術の指導の実施をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要な就業上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 甲の派遣労働者に対する派遣業務上の指揮命令は、仕様書に定める甲の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、仕様書にあらかじめ明示しておくものとする。

(安全衛生等)

第13条 甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。なお、甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。
- 3 甲は、派遣労働者の就業場所における環境等の危険に関し、労働安全衛生法上の派遣労働者の事業者とみなされ、乙は当該派遣中の労働者に関しては、当該事項について当該事業に使用しないものとみなされることにかんがみ、派遣労働者の安全管理について適切な管理を行うものとする。乙は、甲の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努めるものとする。
- 4 乙は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行うとともに、派遣就業に適する健康状態の労働者を甲に派遣しなければならない。
- 5 派遣労働者について、派遣中に労働災害が発生した場合については、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告の提出については、第16条第3項によるものとする。

(派遣労働者の交替等)

- 第14条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の効率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を要請することが出来る。
- 2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。
 - 4 派遣労働者の自己都合欠勤、事故による欠員その他、派遣労働者の人数に欠員が生じるおそれがあるときは、直ちに甲にその旨連絡するとともに、欠員が生じないように措置をとり、また、欠員が生じたときは直ちに、その欠員の補充を行わなければならない。ただし、甲においてその必要がない旨乙に連絡したときはこの限りではない。
 - 5 甲の承諾のある場合を除き、前項の欠員が生じたことによって、甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し損害を賠償しなければならない。

(年次有給休暇)

- 第15条 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として甲へ事前に通知するものとする。
- 2 甲は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障を来すときは、甲は乙にその具体的な事情を明示して、乙が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること、又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

(業務上災害等)

- 第16条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。
- 2 甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。
 - 3 甲及び乙は、派遣労働者が労働災害により死亡又は負傷等したときには、甲の事業場の名称等を記入の上、労働安全衛生法及び同施行規則の定めに従い、それぞれの所管労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならない。なお、甲は、前項の労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを乙に送付しなければならない。

(代 金)

- 第17条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付しているときは、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(代金の支払い)

- 第18条 乙は、労働者派遣を完了したとき場合は、代金を甲に請求することができる。
- 2 甲は、乙から前項に規定する支払請求があったときは、その内容を審査し、適法な支払請求と認めるときは、これを受理し、受理した日から30日以内の日に、乙に当該代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第19条 甲は、約定期間(第18条の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

- 第20条 甲は、第30条の規定により違約金を徴収する場合に、乙が提供した契約保証金があるときは、これを充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収は、相当の期間を定めて行うものとし、その期間内に支払がなかったときは、当該担保は甲に帰属するものとする。

(派遣労働者の個人情報の保護と適正な取扱い)

第21条 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法及び同施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び他の法律に定めのあるときは、この限りではない。

- 2 甲における秘密の保全、情報管理の必要性及び安全衛生管理、事故等の緊急連絡の必要性等から、乙は、あらかじめ利用目的を明示して、派遣労働者の同意を得て、住所（連絡先）、電話番号等必要事項を甲に通知するものとする。
- 3 甲は派遣労働者の入門許可証交付が円滑になされるよう十分に配慮し、乙は、派遣労働者にあらかじめ同意を得てその手続きに協力するとともに、その有効な保持及び不正使用等の防止を図らなければならない。
- 4 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び関係者の個人の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は開示する等してはならない。

(秘密の保全)

第22条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用してはならない。

- 2 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。
- 3 甲は、派遣労働者の故意又は過失によって秘密及び個人情報等の漏洩、開示、利用、加工、毀損等のセキュリティ事件若しくは事故が発生したときは、乙に連絡して対応策を講じ、その損害の軽減、拡大防止に努めるものとする。

(公益通報者の保護)

第23条 甲及び乙は、派遣労働者が甲の業務に従事する場合において、公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められるものに通報したことを理由として、甲において契約の解除、派遣労働者の交替を求めること、その他不利益な取扱いをしてはならず、乙において派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(知的所有権の帰属)

第24条 派遣労働者が甲の派遣業務従事中に行った職務に属する発明、その他知的所有権はすべて甲に帰属し、甲の所有とする。

- 2 前項に規定した権利の甲への帰属に係る補償金等の対価の取扱いについては、甲の定める職務発明規定等に従う。
- 3 甲の発意に基づき、派遣労働者の作成した職務著作物は、甲の名義及び所有とし、甲の発意に基づく職務上作成したプログラムの著作物についても同様とし、乙及び派遣労働者は補償金等の対価を請求できない。

(損害賠償)

第25条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が契約に違反し、若しくは故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は損害賠償を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。
- 3 第30条第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 甲は、第28条第1項第5号から第7号の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第28条第1項第5号から第7号の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

第26条 甲は、労働者派遣期間が満了するまでの間において必要があるときは、履行期限、履行場所、仕様書の内容その他乙及び派遣労働者の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第27条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められるときは、この契約に定めるところを変更するために協議することができる。

(甲の解除権)

第28条 甲は、次の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により労働者の派遣ができなくなった場合
- (2) 乙が労働者派遣契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
- (3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号。）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提訴されたとき。
- (5) 警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各項目の一つに該当すると認められたとき。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各項目の一つに該当する行為をした場合。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
 - オ その他これらに準ずる行為

- (7) 下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第1項第5号及び第6号の一つに該当する者（以下「排除対象者」という。）であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに第6項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合は、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第5号に関し、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。
- 4 乙は、第1項第5号及び第6号のいずれに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 5 乙は、排除対象者を下請負者等としないことを確約する。
- 6 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 7 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- 8 甲は、第1項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 9 第1項及び第3項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、派遣労働者に対して派遣先である甲の就労を中止し、速やかに派遣元である乙に復帰させる等の適切な指示を行わなければならない。

（乙の解除権）

第29条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により労働者派遣契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がされないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第30条 乙は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、甲が契約の全部または一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 第28条第1項第1号及び第2号、第5号から第7号の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (5) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は前項第5号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一つに該当するときは、前項の契約金額の10パーセントに相当する額のほか、契約金額の5パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

(派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例)

第31条 甲の都合により契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、解除を行おうとする日の少なくとも30日前に、乙にその旨を予告しなければならない。

- 2 甲は、契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにする。

(その他)

第32条 この契約の履行については、この契約一般条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項に、この契約一般条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する訴えの管轄裁判所を、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

※ 以下、仕様書を添付

(案)
労働者派遣個別契約書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (甲) と
(乙) とは、令和 年 月 日付けで、甲・乙間で締結した労働者派遣
契約書に基づき、次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

業務内容	令和3年度 放射性同位元素等規制法に基づく申請等の審査に関する入力、集計、電子化等業務のための人材派遣
事業所名	原子力規制委員会
就業場所の名称及び所在地等	原子力規制委員会原子力規制庁及び原子力安全人材育成センター 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル (TEL: 03-3581-3352 (代表)) (TEL: 03-5114-2155 (放射線規制部門))
組織単位の名称	原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
派遣就業期間	仕様書のとおり
就業時間	仕様書のとおり
時間外、休日労働	仕様書のとおり
安全、衛生その他	「労働安全衛生法」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」に定めによる。
派遣元 責任者 苦情申出先	〇〇〇〇部 〇〇 〇〇 ××××部 ×× ××
派遣先 責任者 指揮命令者 苦情申出先	仕様書のとおり
派遣従業員数等	2名
派遣基本料金	仕様書のとおり
支払条件	請求書受領後30日以内
請求書送付先	東京都港区六本木一丁目9番9号 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
苦情処理及び中途解除	苦情処理については、派遣元・派遣先が連携し、各々の苦情責任者を中心に、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。 中途解除については、30日前までに相手に通知すること。
派遣労働者を無期雇用又は60歳以上に限定するか否か	無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定。/限定なし
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	本契約期間中に、同一業務について職員として採用するための公募(当該派遣労働者を対象に含む)を行う際及び公募後、当該派遣労働者を採用する際は、派遣元に通知するものとする。
責任の程度	非常勤の国家公務員(部下無し、業務における決裁権限無し、緊急対応時は指揮命令者の指示のもと電話窓口対応有)
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える休養室については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えなければならない。また、情報セキュリティ研修等の全従業員向け研修については、派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように努めなければならないこととする。
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定しない。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都港区六本木一丁目9番9号

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

(乙)

(労働者派遣事業許可番号
派 ー)

秘密保持等に関する覚書（案）

派遣先：原子力規制委員会原子力規制庁（以下「甲」という。）及び派遣元：
（以下「乙」という。）並びに乙のスタッフ（以下「丙」という。）は、次の条項を厳守し、かつ、履行することについて、この覚書を締結する。

第1条 丙は、甲における派遣就業中に職務上知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は盗用してはならない。

第2条 乙は、丙がこの覚書の各条項に違反する行為をした事実を知ったときは、速やかに甲に通知するものとする。

第3条 この覚書は、丙の派遣期間の満了又は終了後も有効に存続するものとする。

本覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印し各自一通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

丙 ○○○○
氏名 ○○ ○○ 印